

川口市監査告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年1月6日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 野口 宏明

同 芝崎 正太

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

都市計画部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成30年11月1日～平成30年11月28日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2) 現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3) 補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(4) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か

	イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5)財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年9月30日

5 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和3年11月29日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[計画管理課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 都市計画図等頒布雑入
- (イ) 建築確認等申請等の手数料
- (ウ) 都市交通基盤整備事業寄附金等

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 住居表示街区案内板等の修繕

ウ 契約事務

- (ア) 住居表示街区表示板張替業務等の委託契約
- (イ) 大型インクジェットプリンター等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[都市計画課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 屋外広告物許可申請等の手数料

イ 支出事務

- (ア) 都市計画審議会委員等の報酬
- (イ) バリアフリー基本構想推進協議会委員報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 全国地区計画推進協議会負担金

ウ 契約事務

- (ア) 都市計画道路青木神戸線他9路線都市計画図書等作成等の委託契約
- (イ) 軽乗用自動車等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

[都市交通対策室]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 都市交通基盤整備事業寄附金
- (イ) 埼玉高速鉄道株式会社経営安定化対策事業貸付金元利収入

イ 支出事務

- (ア) 川口市交通体系将来構想推進会議報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 川口市ノンステップバス導入促進事業費補助金等

ウ 契約事務

- (ア) 自動運転バス実証走行等支援業務等の委託契約
- (イ) 軽乗用自動車賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

[住宅政策課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 住宅使用料等

イ 支出事務

(ア) 弁護士等の報償金

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

ウ 契約事務

(ア) 市営住宅管理代行業務等の委託契約

(イ) 借上げ住宅等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

(ウ) 行政財産使用許可

オ その他

(ア) 歳入歳出外現金

(イ) 前回の監査結果の改善状況

[開発審査課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 開発許可等申請手数料

イ 支出事務

(ア) 開発審査会委員報酬

(イ) 弁護士等報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

ウ 契約事務

(ア) 開発行為等データ作成業務委託契約

(イ) 軽乗用自動車等の賃貸借契約

- エ 財産管理
 - (ア) 備品管理

[建築安全課]

- (1) 主な監査項目
 - ア 収入事務
 - (ア) 建築許可等申請等の手数料
 - イ 支出事務
 - (ア) 建築審査会委員報酬
 - (イ) 旅費
 - (ウ) 消耗品費
 - (エ) 既存建築物耐震改修等の補助金等
 - ウ 契約事務
 - (ア) 特定建築物等定期報告業務等の委託契約
 - (イ) 軽貨物車等の賃貸借契約
 - エ 財産管理
 - (ア) 備品管理

[みどり課]

- (1) 主な監査項目
 - ア 収入事務
 - (ア) 用途地域等証明手数料
 - (イ) 環境みどり事業寄附金
 - イ 支出事務
 - (ア) 緑化対策委員会委員報酬
 - (イ) 保全緑地等奨励金
 - (ウ) 旅費
 - (エ) 消耗品費
 - (オ) 種苗費
 - (カ) 川口市緑と花いっぱい会の補助金等
 - ウ 契約事務
 - (ア) 保全緑地公有地化及び適正管理検討調査等の委託契約
 - (イ) 小型貨物自動車賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

オ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

[赤山歴史自然公園整備室]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

(ア) 旅費

(イ) 消耗品費

イ 契約事務

(ア) 埋蔵文化財発掘調査報告書作成準備支援業務等の委託契約

(イ) 土地等の賃貸借契約

ウ 財産管理

(ア) 備品管理

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収入事務について

都市計画部で所管する手数料、寄附金の収入事務において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

2 財産管理について

住宅政策課の所管する備品等の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

開発審査課の所管する公印の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

第3 意見

1 支出事務について

計画管理課が行う住居表示板等の修繕において、事務手続きに不備があるものが見受けられたので、適切に事務処理されたい。

2 契約事務について

計画管理課が行う部内各課室に係る委託契約及び賃貸借契約において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。

計画管理課が行う委託契約において、入札書の代理人氏名の記載漏れが見受けられたので、不備の無いよう確認されたい。

3 財産管理について

都市交通対策室の所管する公印について、終業後の管理を適切に行われたい。

住宅政策課の行政財産の使用許可の決裁において、許可内容を伺い文に適切に記載されたい。

4 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。

5 その他

住宅政策課の所管する歳入歳出外現金である市営住宅敷金について、適切に管理されたい。